

地域住民と一体となつて精神的な活動を行っている。エコツアーの質を確保するための仕組みが確立しており、人材育成やガイドのスキルアップにも力を入れている。農林業体験や自然体験等を組み合わせた多彩なツアープログラムを開発し、地域の活力にしていくことが当面の課題であろう。

建設委員会

◆視察月日 10月28日～30日

◆視察市 大阪府富田林市

岡山県総社市

◆視察項目

- ・浄化槽PFI事業・都市計画マスタープラン
- ・昭和簡易水道の施設整備・農業集落排水事業

浄化槽PFI事業と都市マスタ

富田林市では、16年度に新生活排水対策基本計画を策定、合併処理浄化槽による処理区域を定め、翌年度から民間の資金やノウハウを活用してサービスを提供するPFI方式で整備を開始していた。整備の際、設置費用の一部をPFI事業者が負担するなど、企業努力による個人サービスの向上と価格の低廉化が図られ、当初計画を大幅に上回る設置数だった。また、市民からの苦情もほとんどないとのことであった。本市は、PFI方式の実施の可能性を探っているが、仮に導入するとすれば、こうした事例は非常に参考になると思われた。

また、都市計画マスタープランは、市域全体の全体構想と市域を8地域に分けた「地域別構想」の2段階で

構成されており、用途地域の見直しは、必要に応じて適宜、柔軟に対応することだった。

農集事業と簡水事業

総社市の農業集落排水事業は、現在施工中の地区を含め12地区で事業を実施していた。本市同様、人口集中地区の公共下水道、地域単位での農集等、地域に応じた排水処理対策として、事業実施していく中で、工事費用のかなり増しなどもあり、低コストの工事に切り替えるなどの方法もとっていた。当面の課題は施設の延命化だった。農集の場合、加入率の問題もあるが、地域にあった処理方法として、経費や他の手法も含めて適切な検討、対応が求められる。

また、合併時に旧村から引き継いだ簡水と旧市の簡水を統合し、昭和簡易水道事業として24年度を完成目標年次として整備を進めている。本市も今後、簡易水道組合の統合が予想されるが、スムーズな移行による事業運営が必要と思われた。

20年度一般会計と特別会計の決算を認定

11月5日に委員会を開催し一般会計と13の特別会計を審査しました。

一般会計の決算額は、歳入総額は約250億円、歳出総額は約237億円で、差し引き形式収支は約13億円。特別会計全体の収入済額は約160億円、支出済額は約158億円で、各特別会計とも黒字決算でした。

審査の結果は、全会一致で認定すべきものと決定しました。質疑の概要（一部）をお知らせします。

一般会計

【財政調整基金の取り崩しは】できただけ取り崩ししないよう財政運営を図りたいが、事業実施のため取り崩しが必要な場合でも、残高に十分留意して財政運営に当たりたい。

【市税の収入未済額への対応は】20年度で収納対策室を設置。市税等収納対策強化連絡会議を開催し、市税及び税外収入の確保に向けて関係部局が協力、連携して取り組んだ。特別徴収事業所の拡大にも努めたほか、秋田県との合同催告も実施し一定の効果はあったと考える。

【職員数減と事務量増加への対応は】行財政改革等による事務事業の取捨選択、職員の定員適正化計画、組織・機構面での分庁舎方式の統合や職員管理職の比率の適正化などを組み合わせながら市政を進めていきたい。

【河畔公園事業の今後の見込みは】この公園は市民の憩いの場及び災害時の避難場所として整備されてきている。現在の進捗率は75.2%。20年度公共事業評価委員会でも必要との評価であり、24年度をめどに事業を完成したい。

【予備費充用は適切か】事務執行上、必要な支出が新たに生じ、補正予算対応では事務執行に支障が生じる場合等に予備費充用した。施設の破損修理や損害賠償などに充用した。支出の状況を踏まえ、補正予算、専決、予備費など適切な手法により対応している。

特別会計

【下水道事業の終末処理場の今後の増設計画は】20年度策定の増設計画では処理系統を1系列増設し、増設工事、改築工事とも24年度から着手、最終的に28年度終了の予定。20年度からは中川原ポンプ場の増設策に着手。

【国保税の収入未済及び不納欠損に該当する人数と金額及びそれに係る医療費は】収入未済額は2,165人で4億9,291万円、不納欠損額は639人で6,581万円。これに係る医療費は1,172世帯で4億6,975万円となっている。

政治倫理審査会の経過

9月16日に能代市議会議員政治倫理条例倫理条例に基づいて市民162名（有効署名数160名）で議長に提出された市民審査請求について、10月14日に審査会を設置しました。審査会は、12月21日まで5回開催し、同月24日に議長に審査結果を報告しています。

審査請求の内容

疑義の内容は、針金議員に対し、「(有)針吉運輸(代表取締役 針金吉勝氏)が市と契約(道路除雪委託業務)したことは、条例第11条に違反していると考え」との内容でした。

審査の結果

条例に違反しているとの意見(委員長を除く7委員中4委員)と条例に違反していないとの意見(委員長を除く7委員中3委員)があった。